

再生支援をした中小企業の7割が順調な経営に回復

～再生支援企業の10年後の追跡調査結果～

本調査は、平成15年～18年にかけて、窮境状態にあり再生計画策定支援に取り組んだ69社を対象に、企業及びメインバンクへのヒアリングにて実施いたしました。当協議会の支援を受けた企業の約7割にあたる49社が順調な経営状況（債務超過解消もしくは継続的な経常黒字）に回復し、うち39社（56.5%）が債務超過を解消して窮境を脱していることが明らかになりました。

一方で、不安定な経営状況が続く企業は13社（18.8%）、倒産等で破綻した企業は7社（10.1%）でした。69社のうち約9割の企業が、現在も事業を続けており、従業員の雇用を継続し地域経済に貢献をしています。また、抜本再生となる債権放棄等の支援を受けた企業29社は、10年後の生存確率が100%で、自力再生型（23社）とスポンサー型（6社）ともに、1社も倒産していないことが確認されました。

調査期間：平成29年5月8日～8月30日、調査対象：69社

＜調査結果＞

【表】当協議会 再生計画策定支援完了案件 追跡調査結果（平成15～18年、全69社）

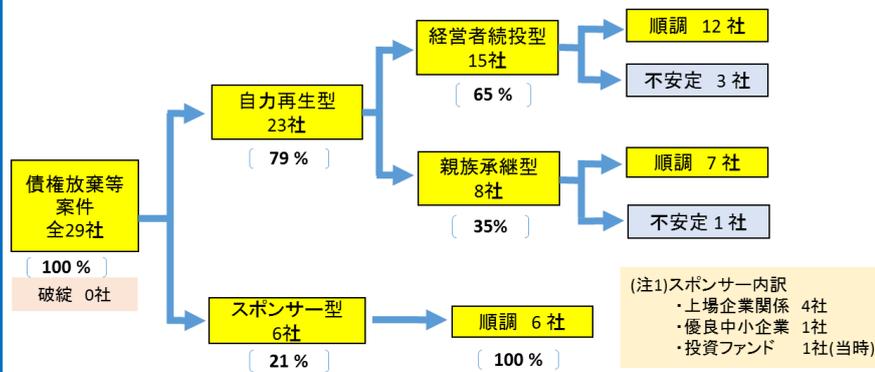
現状経営状況	金融支援	債権放棄等 (注1)	リスク等 (注2)	その他	計
順調 (①)		25	22	2	49
(内、債務超過解消)		(23)	(14)	(2)	(39)
不安定 (②)		4	9	0	13
破綻 (③)		0	6	1	7
計 (①～③)		29	37	3	69

(注1) 債権放棄のほか、DES(債務の株式化) 2件を含む。

(注2) リスク(返済条件の変更)のほか、DDS(債務の劣後化) 9件を含む。

平成29年5～8月時点経営状況

【図】当協議会 債権放棄等案件 事業承継類型別経営状況 (同、全29社)



近時スポンサーによるM&Aに注目が集まっているが、今回の調査結果では、債権放棄等による抜本的な再生に関しては、M&Aではなくオーナー一族による自力型の再生が約8割を占めていることが明らかになった。さらに、そのうち約8割において、現在は既に債務超過を解消する等、順調な経営を確保しており、オーナー一族による経営を維持しながら再生を果たしていることが分かる。

中小企業において民事再生法等の法的整理手続の利用が減少している中、協議会の利用は増加しています。協議会の支援は、私的整理手続であるため、手続きの対象となる債権者は原則として銀行や信用金庫等の金融機関に限られ、支援する企業名も一切公表されません。一般の商取引債権者を含める民事再生等の法的整理手続とは異なり、風評被害のリスクは少なく事業の毀損を回避できるため、中小企業の再生に有用と言われ、多くの企業からご利用いただいています。

(※東京商工リサーチによる「民事再生法」適用企業の追跡調査(2000年度～2015年度)では、民事再生法の適用を申請した企業の生存企業が29.1%に過ぎないとの結果も出ています。)

【東京都中小企業再生支援協議会】

設置：東京商工会議所（認定支援機関） 設立日：平成15年3月18日

事業再生に関する知識と経験とを有する専門家（金融機関出身者、公認会計士、税理士、中小企業診断士等）が常駐し、東京都内の窮境にある中小事業者からの相談を受け付けています。